

# 渋谷区外部の労働者等からの公益通報の処理に関する要綱

令和7年4月1日 制定

## (目的)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法(平成16年法律第122号。以下「法」という。)に基づく外部の労働者等による公益通報の処理に関し必要な事項を定めるこ<sup>と</sup>により、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を確保することを目的とする。

2 外部公益通報に関し必要な事項は、法律その他の別の定めのあるものほか、本要綱の定めるところによる。

## (定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 労働者等 法第2条第1項各号に掲げる者のか通報内容となる事実に關係する事業者の法令遵守等を確保する上で必要と認められる者をいう。
- (2) 外部公益通報 労働者等が、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有する区の行政機関に対して行う公益通報をいう。
- (3) 外部通報者 外部公益通報を行った労働者等をいう。
- (4) 通報対象事実 法第2条第3項に定める事実をいう。
- (5) 所管課 通報対象事実に関する処分又は勧告等の事務を所管する課等をいう。

## (外部通報相談員の設置)

第3条 外部公益通報を適正に処理するため、区に外部通報相談員を置く。

## (外部通報相談員の職務)

第4条 外部通報相談員の職務は、次のとおりとする。

- (1) 第8条第4項並びに第11条第1項及び第2項の規定による報告の受理並びに当該報告に係る所管課の処理内容の確認に関するこ<sup>と</sup>。
- (2) 総務部総務課(以下「総務課」という。)、総務部コンプライアンス推進担当課

長（以下「コンプライアンス推進担当課長」という。）又は所管課からの外部公益通報に係る違法性の有無等に関する相談に関すること。

- (3) 第11条第5項の規定による勧告に関すること。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項に関すること。

（外部通報相談員の守秘義務）

第5条 外部通報相談員は、外部公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。外部通報相談員でなくなった後も、同様とする。

（除斥等）

第6条 外部通報相談員及び外部公益通報の処理に従事する職員は、自ら当事者となっている案件その他利益相反関係を有する案件についての外部公益通報等に関与してはならない。

（外部公益通報の方法）

第7条 労働者等は、文書、ファックス、電子メールその他適切な方法により、総務課、コンプライアンス推進担当課長又は所管課のいずれかに外部公益通報を行うことができる。

（外部公益通報の受付等）

第8条 外部公益通報の受付は、総務課、コンプライアンス推進担当課長又は所管課において行う。

- 2 総務課又はコンプライアンス推進担当課長は、外部公益通報を受け付けたときは、速やかに所管課に引き継ぐものとする。
- 3 所管課の長（以下「所管課長」という。）は、前項の規定により引き継いだ外部公益通報及び当該所管課が受け付けた外部公益通報について、速やかに外部公益通報として受理するか否かを決定し、受理したときは受理した旨を、次の各号のいずれかに該当する場合であって受理しないとき（情報提供として受け付けることを含む。）は受理しない旨及びその理由を、外部通報者に対し通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。

- (1) 不正の利益を得る目的、他人に損害を与える目的その他の不正な目的である

ことが明らかな場合

- (2) 通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当な理由がないことが明らかな場合
- (3) 違法でないこと又は人の生命、身体、財産若しくは生活環境に重大な損害を与える者でないことが明らかな場合
- (4) 外部通報者に外部公益通報の内容について説明を求めて、当該通報に係る行為を行った者又は当該行為の内容を把握できず調査ができない場合

4 所管課長は、前項の規定による決定をしたときは、その旨又はその旨及びその理由並びに外部公益通報の概要を外部通報相談員及び区長に報告するものとする。

5 総務課、コンプライアンス推進担当課長又は所管課は、通報対象事実に関する処分又は勧告等の権限を有しない外部公益通報があったときは、外部通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(外部公益通報の調査)

第9条 所管課長は、外部公益通報を受理した場合は、直ちに必要な調査を開始するものとする。ただし、調査をする必要性が認められない場合又は調査を行うことが相当でない特別な事情がある場合は、調査をしないことができる。

2 所管課長は、前項の調査に当たっては、外部通報者の秘密を守るため、外部通報者が特定されないよう十分に配慮しなければならない。

3 第1項の調査に当たっては、所管課長は、外部公益通報に係る違法性の有無等について外部通報相談員に相談することができる。

(受理後の教示)

第10条 所管課長は、公益通報の受理後において、当該公益通報に係る通報対象事実について他の行政機関が権限を有することが明らかになったときは、外部通報者に対し、当該権限を有する行政機関を教示するものとする。

(調査結果に基づく措置等)

第11条 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認めるときは、法令に基づく措置その他適当な措置(以下「法令に基づく措置等」という。)を行うとともに、その内容を外部通報相談員及び区長に報告するものとする。

- 2 所管課長は、調査の結果、通報対象事実があると認められないとときは、その旨を外部通報相談員及び区長に報告するものとする。
- 3 所管課長は、調査の結果及び法令に基づく措置等について外部通報者に通知するものとする。ただし、匿名による外部公益通報又は通知を希望しない外部通報者に対しては、この限りでない。
- 4 所管課長は、前項の通知に当たっては、適切な法執行の確保、利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に配慮するものとする。
- 5 外部通報相談員は、第1項又は第2項の報告を受けた場合において、所管課長が法令に基づく措置等を行っていないと認めるときは、区長に対し法令に基づく措置等を行うよう勧告することができる。

(区長が講ずる措置)

第12条 区長は、前条第5項の勧告を受けた場合は、所管課長に対し法令に基づく措置等を行うよう指示するとともに、再発を防止するために必要な措置を講ずるものとする。

(公益通報状況の公表)

第13条 区長は、毎年、外部公益通報の処理状況を公表するものとする。

(公益通報の関連文書の管理等)

第14条 外部公益通報への対応に係る記録及び関係資料については、渋谷区文書管理規程（平成31年渋谷区訓令甲第1号）その他文書管理に関する法令等に従い、適切な方法で管理しなければならない。

- 2 外部公益通報に係る情報は、渋谷区情報公開条例（平成元年渋谷区条例第39号）に規定する非公開情報として取り扱うものとする。

(他の行政機関への協力)

- 2 区は、他の行政機関から外部公益通報の処理について調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合等を除き、必要な協力をを行うものとする。
- 2 区は、通報対象事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が複数ある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、又は措置を講ずる等相互に緊密に連絡し協力するものとする。

(委任)

第16条 この要綱の実施に関し必要な事務手續及び文書の様式については、総務部長が定める。

附 則（令和7年4月1日区長決裁）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。